地域貢献等空き家活用補助金（子育て居住型）チェックシート

申請者	住所	
	氏名	
所有者 ※申請者と空き家所有者が異なる場合	住所	
	氏名	
空き家所在地		
入居予定日		年　月　日

チェック		交付申請 提出書類
①	□	事業計画概要書（様式第１号）
②	□	補助金交付申請書兼同意書（様式第２号）
③	□	建物の現況を確認できる図面等 ※申請後に作成する場合は作成後に提出ください。ただし、間取り図は提出してください。
④	□	改修事業の内容が分かる図面等 ※申請後に設計し作成する場合は作成後に提出ください。 ただし、間取り図と工事内容（範囲、対象工事）が分かるものは提出してください。
⑤	□	改修事業内訳書
⑥	□	補助対象経費が確認できる書類として改修工事費見積書の写し
⑦	□	補助対象者であることを確認できる書類として下記のもの
	□	所有者又は賃貸人であることが確認できる書類 （当該家屋の取得に係る売買契約書又は賃貸借契約書、建物の登記事項証明書など） ※申請後に売買契約又は賃貸借契約をする場合は契約締結後に提出ください。 ただし、申請後に契約することを確認できるものを提出ください。
	□	福岡市外からの転入又は世帯分離による市内移動であることを確認できる書類（住民票など）
	□	子どもの生年月日が分かるもの
⑧	□	当該家屋に交付申請日から遡って１年以上、居住者又は利用者のいないことを確認できる書類として下記のもの 〈例〉 ・交付申請日から遡って１年以上前に電気、水、ガスのいずれかを使用中止（閉栓、契約廃止）していること又は１年以上前から利用実態がないことが分かる書類 ・空き家管理代行サービス等を利用していたことが分かる書類
⑨	□	耐震性を有することを確認できる書類又は 耐震改修工事により耐震性を確保する予定であることを確認できる書類 （建築の着工日が昭和56年５月31日以前の場合）
⑩	□	福岡市外における市区町村税に係る徴収金（市区町村税及び延滞金等）の滞納がないことを確認できる書類として納税証明書等 （本補助金交付要綱第５条第４項第二号に該当する場合）
⑪	□	建物の確認済証又は検査済証
⑫	□	写真（外観（全景）、内観）
⑬	□	地図（位置図）

チェック		完了実績報告 提出書類
①	□	工事請負契約書の写し
②	□	工事費内訳書の写し（補助対象経費が確認できる書類）
③	□	領収書、送金伝票（入出金を確認できるもの）の写し
④	□	耐震性を有することを確認できる書類 （当該報告までに建築物の耐震性を確保する予定として申請した場合）
⑤	□	改修工事前後の写真（改修工事の内容が判別できるように明示）
⑥	□	改修後の建物が法令等に適合していることが確認できるもの

要件チェックシート

チェック		要件
①	□	当該家屋に入居予定の世帯が以下①②のいずれかに該当すること ①福岡市外から転入する ②世帯分離により市内移動する
②	□	改修後の当該家屋に入居するのが子育て世帯（世帯に入居時点で18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者又は、妊娠している者がいること）であること
③	□	申請家屋が市内の建築物であること
④	□	当該家屋が交付申請日から遡って１年以上空き家であること
⑤	□	当該家屋が「区域指定型制度」*を適用する地区内にある、 又は下記のいずれかであること 〈空き家を取得して住む場合〉 ・指定既存集落内において、線引きの日をまたいで存する住宅であること ・指定既存集落内において、既存宅地制度により建築された住宅であること ・指定既存集落内において、開発審議会の議を経て、使用者変更を許可された住宅であること 〈空き家を借りて住む、または空き家を貸す場合〉 ・「福岡市市街化調整区域既存住宅賃貸化実施要綱」により賃貸化する住宅であること ［指定既存集落］ 東区志賀島、蒲田、早良区入部、内野、脇山、西区北崎、元岡、今津、今宿、周船寺、橋本、金武、能古の各一部 ＊区域指定型制度適用地区
⑥	□	当該家屋が本補助金交付要綱第７条第２項に掲げる「災害が発生する恐れのある区域」にないこと
⑦	□	当該改修事業の完了までに建築物の耐震性を確保すること
⑧	□	建築基準法その他の建築に関係する法令に違反していないこと
⑨	□	特定空家等でないこと（空家対策の推進に関する特別措置法第２条第２項）
⑩	□	改修後当該家屋を10年以上、申請用途で活用すること （賃借の場合は上記について所有者の合意を得ていること）
⑪	□	工事請負契約日が交付決定後であること
⑫	□	改修事業が交付決定通知を受けた年度内に完了すること
⑬	□	暴力団員でないこと
⑭	□	暴力団及び暴力団員と密接な関係がないこと
⑮	□	福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと。 ※補助対象者の居住地が福岡市外にある場合は、転居前の市区町村における滞納がないこと（本補助金交付要綱第５条第１項第一号及び二号） ※補助対象者の居住地（法人の場合は所在地）が福岡市外にある場合は、居住地又は所在地における滞納がないこと。（本補助金交付要綱第５条第１項第三号）
⑯	□	当該家屋を所有している又は、本補助金交付要綱第５条第２項第二号に掲げる要件について所有者が合意すること
⑰	□	入居日以降、住民基本台帳の情報について閲覧されることに同意すること （②の者と同居していることを確認するため）
⑱	□	福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないことを確認するため、申請にあたり提出した情報を基に、税務担当課に照会を行うことに同意すること
⑲	□	申請者が暴力団等に該当しないことの確認のため、申請にあたり提出した情報を基に、福岡県警に照会を行うことに同意すること
※本補助制度の補助金又は当該改修事業と同様の他事業に基づく補助金の交付を受けている又は受ける予定があるか □ ない　□ ある（補助金名：　　）		